

訓練実施機関の皆様へ

(認定職業訓練実施奨励金の取扱い変更のご案内)

令和5年7月1日より

- ① 原本の提出を求めていた様式（A-32等）は全て、写しをご提出いただくことになりました。
- ② 一定の条件を満たした場合、就職状況報告書を回収できなかった者も付加奨励金の就職者に加えることができるようになりました。

① 写しの提出



訓練実施機関

メール申請可
※郵送も可



労働局

原本の提出を求めていた様式（※）は全て、写しの提出を求める取扱いに変更となりました。なお、原本の提出が不要となることにより、電子メールによる申請が可能となりました。電子メールによる申請を希望する場合は労働局へお問い合わせください。

※受講者出欠報告書（様式A-32）、職場見学等実施報告書（様式A-52）、企業実習実施報告書（様式A-55）、感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書（様式A-39） など

② 付加奨励金



受講者



就職状況報告書
(A-14)



就職状況報告書
(C-9)



訓練実施機関

付加奨励金支給申請時

個別報告書（様式任意）（※）



ハローワーク



労働局

雇用保険就職の確認

就職状況報告書（様式A-14）が回収困難となった経緯が分かる個別報告書（様式は任意）（※）を添付すれば、受講者から公共職業安定所に提出された就職状況報告書（様式C-9）に基づき適用就職等を確認して、付加奨励金の雇用保険適用就職率の就職者に含めることができる場合があります。（就職状況報告書（様式A-14）の回収率が80%を超える場合に限りです。）

認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）の就職コードが『14（未回答、追跡不能）』の受講者で当該措置を希望する場合は、個別報告書（様式は任意）（※）を添付してください。なお、適用就職の確認結果は個人情報のため個別にご回答できません。

※様式は訓練受講者改善指導等記録（参考様式7）を参考に作成してください。

詳細は、大阪労働局 職業安定部 訓練課へお問い合わせください。

TEL 06-7663-6241